

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
- ◇告示 建設業者の登録まつ消
- 土地改良事業の認可
- 土地改良事業計画の縦覧
- 収入証紙小売さばき人の指定
- 東京支金庫の業務取扱支店指定変更
- 解の名称変更
- 乳牛の結核病等の検査実施
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 内水面漁場管理委員会委員の任命
- 家畜人工授精講習会修業試験の合格者
- 果有林立木の一般競争入札

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布す

る。

昭和二十九年十二月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第五十八号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条管理課に第五号として次の一号を加え、「第五号」を「第六号」とし、以下順次繰り下げる。

五 建設機械抵当法に關すること

第四十一条第二項中「智頭」を「郡家」に改める。

第八十五条中「物産の紹介」を「物産の紹介、あつ、及び展示」に改める。

第八十六条中「東京都港区麻布東鳥居坂町二番地」を「東京都千代田区丸の内一丁目一番地」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第五百九十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定に

登録番号 登録年月日 名称

鳥取県知事登録 昭和二十九年 橋本組

所 東伯郡三朝町大字本泉三七〇 橋本 一男 昭和二十九年十一月二十五日

鳥取県告示第五百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、米川土地改良区が新たな土地改良事業を行うことについて、昭和二十九年十二月二日認可した。

昭和二十九年十二月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

より、建設業者登録簿から次のように登録をまつ、消した。
昭和二十九年十二月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

在 地 申請者氏名 登録まつ、消年月日

橋本 一男 昭和二十九年十一月二十五日

鳥取県告示第六百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、別表のとおり、土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき、詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。

よつて次のように縦覧に供する。

昭和二十九年十二月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
- （一）土地改良事業計画書の写
- （二）定款の写

二 縦覧の期間

昭和二十九年十二月八日から同年十二月二十七日まで

三 縦覧の場所

別表

| | | | | | | | | |
|------------|----|-------|---|------|---|---------|----------|-------|
| 住 | 申請 | 所 | 請 | 氏 | 人 | 名 | 土地改良区 | 縦覧の場所 |
| 東伯郡灘手村大字穴沢 | | 安藤 庸喜 | | 外十六人 | | 大灘土地改良区 | 東伯郡灘手村役場 | |
| 東郷町大字方地 | | 森田 一敏 | | 外十四人 | | 東郷町方地 | 東郷町 | |

鳥取県告示第六百一号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定による小売さばき人を昭和二十九年十二月一日次のとおり指定した。

昭和二十九年十二月七日

別表のとおり

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

番号 氏名 売さばき場所 住所
二八一 枝木百合子 日野郡大宮村大字菅沢 同上
四四八番地

鳥取県告示第六百二号

昭和二十五年十月鳥取県告示第五百十一号（鳥取県金庫設置に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十九年十二月一日から施行する。

昭和二十九年十二月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

「東京支金庫 東京都港区 株式会社第一銀行 麻生支店」

「東京支金庫 東京都中央区日本橋通 株式会社第一銀行 八重州口支店」

「東京支金庫 東京都三の二 株式会社第一銀行 取扱責任者株式会社 社山陰合同銀行」

に改める。

鳥取県告示第六百三号

鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）第二条の規定により指定の癖の名称を次のとおり昭

和二十九年十一月十六日変更した。

昭和二十九年十二月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

新 名 称 旧 名 称

鳥取県境港警察署 鳥取県境警察署

鳥取県告示第六百四号

次のように結核病及びブルセラ病の検査を実施するので家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により乳牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和二十九年十二月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病の予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病、ブルセラ病検査―搾乳の用に供し又は供する

目的で飼養している雌牛並びにこれらの牛と同一

施設内で飼養している牛（但し分娩前一箇月分娩

後十日以内のものを除く。）

四 実施期日 別表のとおり

五 検査の別及びその方法

結核病検査―ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査―ブルセラ急速診断法

別 表

結核病及びブルセラ病検査日程

| 実施月日 | 実施区域 | 実施場所 |
|-------|--------------------|------|
| 十二月十日 | 西伯郡旧尙徳村、旧余子村、旧上道村 | 同上 |
| 十一月 | 手間村、旧渡村、旧外江村 | |
| 十一月 | 賀野村、旧和田村 | |
| 十一月 | 大幡村、旧大篠津村 | |
| 十一月 | 春日村、旧巖村、米子市、福生、福栄 | |
| 十一月 | 日吉津村、大和村、米子市、加茂、住吉 | |

鳥取県告示第六百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和二十九年十二月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

大井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

| 理事 | 萩原 熊治 | 八頭郡河原町袋河原 |
|----|-------|-----------|
| | 木下 宇市 | 布袋 |
| | 森田 清人 | 鳥取市長谷 |
| | 加藤 重蔵 | 倭文 |
| | 三田 吉之 | 上味野 |
| | 大西 直治 | 朝月 |
| | 松本 竜蔵 | 下味野 |
| | 田中 柳八 | 服部 |
| | 前嶋熊太郎 | 菖蒲 |

大井手土地改良区
 就任した役員の名及び住所
 監事 中本 亮治 大字岡成
 船越 俊吾
 山福 律藏
 理事 田中 克孝 八頭郡河原町袋河原 布袋
 近藤 国藏
 森田 清人 鳥取市長谷
 加藤 重藏 倭文
 三田 吉之 上味野
 大西 直治 朝月
 福田 石藏 下味野
 前田 光春 野寺
 平野 愛治 菖蒲
 本莊 幸延 古海
 吉村 貞治
 沢 良平 安長
 岩崎 偉臣 南隈

南谷村讚岐井手土地改良区
 理事 山根 隼三 東伯郡関金町大字泰久寺
 日野 寿雄
 岸本健次郎 大字安歩
 新田 徳藏 大字松河原
 鳥飼 貞好 大字大鳥居
 山本 薫
 高田 春吉
 青木 満雄
 山本 巖
 山本 国義
 福田 孝治 大字松河原

南谷村讚岐井手土地改良区
 理事 西田 莊 東伯郡関金町大字泰久寺
 竹田 正則
 石田 泰三 大字松河原
 安田 義勝
 鳥飼 貞好
 本高 定雄
 山谷 時造 大字大鳥居

大高村岡成土地改良区
 理事 長谷川 栄 西伯郡大高村大字岡成
 野口 薫
 船沢 忠親
 石川 良光
 野坂 英明
 小林 君男 大字原
 渡辺 岩男
 松本 邦雄
 大谷 理一 大字尾高

佐々木秀雄 古海
 林 条三郎
 沢 良平 安長
 岩崎 偉臣 南隈
 山根 守政 徳吉
 山田 直徳 西品治
 奥村 秀治 湖山町
 杉田 光好 岩吉
 岸田 正雄 賀露町
 浜部徳五郎

山本 巖
 鳥飼 圭一
 藤井 俊藏
 大蔵 久市
 大原 治衛 大字安歩
 池本 賢藏
 安田 豊吉 大字河原
 岸本 三郎 大字安原

| | | |
|------------|-------|------------|
| 岸 | 信吾 | 大字安歩 |
| 監事 | 小倉 鶴吉 | 大字松河原 |
| " | 安田 又男 | 大字大鳥居 |
| " | 西田 寿雄 | 大字泰久寺 |
| " | 田中 正雄 | 大字松河原 |
| " | 山崎 新松 | 大字安歩 |
| 大高村岡成土地改良区 | | |
| 理事 | 長谷川 栄 | 西伯郡大高村大字岡成 |
| " | 小林 君男 | 大字泉 |
| " | 野口 薫 | 大字岡成 |
| " | 船沢 忠親 | 大字泉 |
| " | 渡辺 岩男 | 大字岡成 |
| " | 石川 良光 | 大字泉 |
| " | 野坂 英明 | 大字泉 |
| " | 松本 邦雄 | 大字尾高 |
| " | 大谷 理一 | 大字岡成 |
| " | 中本 亮治 | 大字岡成 |
| 監事 | 船越 俊吾 | 大字岡成 |

山福 律藏

大字泉

鳥取県告示第六百六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百一
 条第二項の規定により、昭和二十九年十一月三十日次
 のとおり鳥取県内水面漁場管理委員会委員を任命した。

昭和二十九年十二月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴 木 武

| 氏 名 | 職 業 | 住 所 |
|-------|--------|------------------|
| 高木 清作 | 農業兼漁業 | 鳥取市福井二七九 |
| 島田 安夫 | " | 東伯郡羽合町大字上淺津 |
| 今島富木藏 | 農業 | 八頭郡那家町大字福本一九八 |
| 江原 勇 | 酒類販売業 | 倉吉市魚町二五二九 |
| 青木 寛 | 農業 | 西伯郡大高村大字尾高一三六八 |
| 小林 文藏 | 養殖業 | 倉吉市福守二二三 |
| 伊藤 勝市 | " | 気高郡青谷町八葉寺七三ノ一 |
| 早栗 操 | 水産試験場長 | 岩美郡岩美町大字大谷水産試験場内 |

公 告

昭和二十九年十一月実施の家畜人工授精講習会修業試験
 の合格者は次のとおりである。

昭和二十九年十二月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴 木 武

めん羊、山羊の人工授精講習会修業試験合格者

| | | |
|------------------|-------|-------|
| 池田 宣行 | 広江 種夫 | 河合美穂子 |
| 岸本 三雄 | 高橋、三郎 | 野坂登志夫 |
| 秦野 嘉博 | 家島 司郎 | 山形 昌義 |
| 岸政 男 | 井上潤次郎 | 生田 賢一 |
| 豚の人工授精講習会修業試験合格者 | | |
| 池田 宣行 | 広江 種夫 | 河合美穂子 |
| 岸本 三雄 | 高橋 三郎 | 野坂登志夫 |
| 秦野 嘉博 | 家島 司朗 | 山形 昌義 |
| 岸政 男 | 井上潤次郎 | 生田 賢一 |
| 岸野 嘉博 | 家島 司朗 | 山形 昌義 |
| 岸政 男 | 井上潤次郎 | 生田 賢一 |

今般次のとおり県有林の立木を一般競争入札によつて売
 却するにつき公告する。

昭和二十九年十二月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴 木 武

- 一 一個所 八頭郡西郷村大字北地内
 - 二 面積 二町五反一畝
 - 三 樹種 すぎ（主伐木）
 - 四 林令 四十八年生
 - 五 数量 本数 三、四二〇本
 - 六 入札場所 見込立木幹材積 四、〇二三石
 - 七 日時 鳥取市東町鳥取県林務課
- (1) 集合 昭和二十九年十二月十四日午後一時まで
 (2) 入札 昭和二十九年十二月十四日午後一時三十分より
 (3) 開札 昭和二十九年十二月十四日入札直後

